政令第六十九号

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令（平成二十年政令第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「線路」を「路線」に改める。

第二条中「次条」を「次条第六項」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

（被害者参加人の本邦と外国との間の旅行に係る旅費及び日当の額）

第三条　被害者参加人の本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条において「旅費法」という。）第二条第二号に規定する本邦をいう。以下この項及び別表において同じ。）と外国（同条第三号に規定する外国をいう。以下この項及び同表において同じ。）との間の旅行に係る法第五条第二項の政令で定める旅費及び日当の額は、第一条第二項から第五項まで及び前条の規定にかかわらず、この条に定めるところによる。ただし、当該旅行のうち本邦内の旅行について支給する旅費及び日当（外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当又は本邦に到着した日までの日当を除く。）の額については、この限りでない。

2　第一条第一項の鉄道賃の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席するため別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合にあっては、当該各号に定める額及び現に支払った急行料金又は寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の額の合計額）とする。

一　旅客運賃（これに対する通行税を含む。以下この項において「運賃」という。）の等級を三以上の階級に区分する鉄道による旅行の場合　最上級の一級下位の級の運賃の額

二　運賃の等級を二階級に区分する鉄道による旅行の場合　最上級の運賃の額

三　運賃の等級を設けない鉄道による旅行の場合　その乗車に要する運賃の額

3　第一条第一項の船賃の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（刑事訴訟法第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席するため別に寝台料金を必要とした場合にあっては、当該各号に定める額及び現に支払った寝台料金（これに対する通行税を含む。）の額の合計額）とする。

一　旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。）（これに対する通行税を含む。以下この項において「運賃」という。）の等級を二以上の階級に区分し、その最上級の運賃を更に四以上に区分する船舶による旅行の場合　その階級内の最上級の二級下位の級の運賃の額

二　運賃の等級を二以上の階級に区分し、その最上級の運賃を二又は三に区分する船舶による旅行の場合　その階級内の最下級の運賃の額

三　運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合（前二号に掲げる場合を除く。）　最上級の運賃の額

四　運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合　その乗船に要する運賃の額

4　第一条第一項の航空賃の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）の等級を三以上の階級に区分する航空機による旅行の場合　最上級の二級下位の級の運賃の額

二　運賃の等級を二階級に区分する航空機による旅行の場合　下級の運賃の額

三　運賃の等級を設けない航空機による旅行の場合　航空機の利用に要する運賃の額

5　第一条第一項の路程賃の額は、現に支払った額とする。

6　日当の額は、出席等に必要な日数に応じ、一日当たり、旅行先の区分に応じた別表の定額（同一の日において二以上の旅行先の区分に該当する場合にあっては、額の多い方の定額）とする。

（宿泊料）

第四条　法第五条第二項の政令で定める宿泊料の額は、旅費法及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第九条本文の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠の二級の職員に支給される宿泊費に相当する額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

第五条の見出しを「（旅費及び日当の計算）」に改め、同条中「前条」を「第三条」に改め、「並びに前二条の宿泊料」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第三条第六項関係）

指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
五、三〇〇円	四、四〇〇円	三、六〇〇円	三、二〇〇円

備考

一　指定都市とは、法務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として法務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域であって法務省令で定めるものをいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として法務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域であって法務省令で定めるものをいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

二　船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方について定める定額とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第三条から第五条まで及び別表の規定は、この政令の施行の日以後に出発した旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額について適用し、当該日前に出発した旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、なお従前の例による。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂